

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの加工事業の廃止措置計画変更認可申請に係る行政相談
2. 日時: 令和5年7月20日(木)10時00分～10時10分
3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員、瀬尾係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター 廃止措置・技術開発部 施設管理課 課長 他5名
人形峠UF₆対策推進室 技術主幹
核燃料サイクル工学研究所 再処理廃止措置技術開発センター 廃止措置推進室長
他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
・なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの加工事業の廃止措置計画変更認可申請に関わる行政相談を、
0:00:14	始めさせていただきたいと思います。
0:00:19	よろしくお願いいたします。いいですか。本田ですけど。
0:00:24	規制庁の本田です。おはようございます
0:00:27	前回の6月4日に
0:00:31	行政相談という形で、
0:00:34	廃止措置計画の変更認可申請について今後の、
0:00:38	段取りといいますか設備変更とか、そういったことの、
0:00:44	行政相談いただいたんですけども、その際に今後の廃止措置計画の変更認可申請の申請の仕方ということで、
0:00:54	ご紹介いただいて、
0:00:57	原子力機構さんとしては再処理東海再処理工場の廃止措置計画の申請の方法の実績があるんで、
0:01:07	人形峠においてはそれを参考にして申請しますと、というような照会ご説明あったところなんですけれども今回の
0:01:18	前回の面談でそれを受けてですね私たちの方からびあ東海再処理工場の当該部分の、
0:01:26	申請の方法といいますかねやり方っていいですかやったことを提示してくださいっていうお願いをしたところで、今日の面談というふうになってると思いますんで。
0:01:37	人形峠さんの方から東海再処理、
0:01:41	施設における申請の方法こんな形でやりましたっていうのをちょっとご紹介いただけますでしょうか。
0:01:50	原子力機構人形峠の三宅です。はい。
0:01:54	はい措置計画を進めていく中で、その申請の時点では、明確になっていなかった事項を、後それ明確になった段階で後日、
0:02:08	再度申請するといった、事例がありまして、ご紹介させていただきます。
0:02:17	現状機構の東海再処理の申請書になりますが、
0:02:23	2018年の6月5日に一部補正の申請を行っております。こちらは、2017年6月30日に、
0:02:34	行った申請の一部補正になりますが、
0:02:38	そのあと2018年6月5日の一部補正の申請書の、
0:02:43	ページ番号で言います378ページになります。
0:02:50	この378ページに記載されている事項としましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:55	工程洗浄に関してですが、
0:03:00	一部補正の段階では、明確になっていなかっ、工程洗浄について詳細が明確にな って、
0:03:07	おりませんでしたので、補正申請書の 378 ページにおきますって。
0:03:14	工程洗浄につきましてその詳細な方法ですとか時期につきましては、
0:03:20	別途明確にな、明確にした後に、配送地計画の変更申請を行うという文章を記載 しております。
0:03:29	こちらが、
0:03:32	申請の時点で明確になっていなかった事項を、
0:03:35	事項につい、ついて、明確になった後に再度変更認可申請を行うと、そういった
0:03:43	大きく書きぶりになってまして、これが明確になったうちに、再申請するという、そう いった事例になっているかと思います。
0:03:54	以上です。
0:03:57	はい。規制庁のホンダですありがとうございました。ちょっと大変昔のね話を。
0:04:03	東海再処理工場とはいえ昔の話を
0:04:08	お調べいただいてありがとうございました。
0:04:11	それで私たちの結論的な話をするとですね、
0:04:16	うん。
0:04:18	開催処理工場においてそういった事例がございますということも承知しましたし、 あと今、ご説明あった通りその申請の段階でその、
0:04:30	さらに細かな話っていうのは当然、申請書としてその書物としてね。
0:04:35	表すことはできないんだけども申請が必要だっていうタイミングがあるっていうこ とは人形峠でも同じような、
0:04:42	話にはなるってことは承知しております。なので
0:04:48	これまで、前回の後、6月4日の面談で、人形峠さんからご説明いただいたその 申請の、
0:04:55	段取りとかやり方についてはそのやり方を私たちは妨げるものではございませ んと。
0:05:02	いうことでございます。それぞれ
0:05:06	当然ねその申請の中で、足りる物足りないもの。
0:05:12	いうことは当然出てくると思いますので、
0:05:15	その中で、私たち審査の中でそういった指摘をねさせていただければなと思いま す。
0:05:22	なので今人形峠さんでお考えのやり方については善し悪しは別として、
0:05:32	申請の方法に対してはそのお考えを妨げることはございませんと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:38	ということですので申請に向けて準備いただければなと思っております。
0:05:45	以上になります。
0:05:49	井戸東郷ミヤケですはいありがとうございましたお考えこちら承知いたしました。はい、そのように進めさせていただきたいと思います。
0:05:57	はい。
0:05:59	それでちょっと規制庁のホンダでそれで、ちょっと先の話になって恐縮ですけど、当然これ公開の日審査会合においてね。
0:06:09	委員、原子力規制委員の担当員を交えて審査する話になると思いますんでそのところでも、いろんな指摘させていただくことがたくさんあると思うんで
0:06:20	ね他の今までの主要施設とか等の審査のやり方と若干趣が変わってくるんでそういうところもちょっとご考慮いただければなと思っております以上です。
0:06:32	人形峠ミヤケです。承知いたしました。ありがとうございます。
0:06:40	規制庁の本田です。規制庁側から他に何かご発言ありましたらお願いします。
0:06:55	規制庁の水間です。よろしいでしょうか。はい。はいどうぞ。特にございません。お願いします。よろしいですか。はい。規制庁の本多です。原子力機構さんの方から何か発言ございますか。
0:07:12	人形峠が特にございません。
0:07:21	他の拠点もないということでよろしいですかね。
0:07:27	原子力機構は、最初に特にございません。
0:07:31	はい、承知しました。はい。川崎アオヤギも特にございません。
0:07:36	わかりました。はい、わかりました規制庁の本田です。それでは特にご発言ないということでございますんで本日はありがとうございました。
0:07:50	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。